



6月1日は

人権擁護委員の日!

「人権擁護委員制度」について

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間の方々です。この制度は、様々な分野の人たちが、地域の中で人権思想を広め、住民の人権が侵害されないように配慮し、人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられたものであり、諸外国にも例を見ないものです。

「人権擁護委員の日」について

法務省と全国人権擁護委員連合会は、人権擁護委員法が施行された日（昭和24年6月1日）を記念して、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、全国一斉『人権擁護

委員の日』特設人権相談所を開設し、地域住民の皆様の人権への理解を深めていただくための啓発活動等を行います。本町においても、毎月人権相談所の開設をしています。6月は「人権擁護委員の日」にちなんで6月1日（水）に人権相談所を開設しますので、ぜひご利用ください。

「特設人権相談について」

- 〔日 時〕 6月1日（水）
午前9時30分～11時
- 〔場 所〕 智頭町総合センター
- 〔相談内容〕 人権問題全般（相談無料）
*通常も毎月第一火曜日に開設しています。



部落問題講演会を

実施しました

3月30日（水）

智頭町総合センターで近畿大学人権問題研究所の主任教授 北口末広さんを招いて講演会を実施しました。

第1部「激変する社会と差別撤廃のための基本的認識」では、今の社会はスマホにより便利な生活ができるようになったものの、その反面、ネットによるリスクも多様化している実態を学びました。特に人権においては、差別意識撤廃を進めるには人権教育と法制度整備の両方が求められる社会になってきているとのことでした。

第2部「IT革命の進化と情報リテラシーの重要性」では、フェイクニュースなどウソの情報の方が拡散されやすく、その速度も速くなっている現状について学びました。SNSが悪用されるので、何が真実で何が虚偽か判断することが難しくなっている現代、

その解決のために、情報リテラシーの教育が重要になっています。

第3部「水平社創立100年の成果と意義」では、全国水平社宣言から100年を迎える今こそが、人権確立100年の成果と意義を考え、差別撤廃条例の具体化を確立する時期であると学びました。

第4部「新型コロナウイルス感染症問題と人権」では、人は不安により情報操作されやすくなってしまうこと、その際にウソの情報を信じないようにする情報リテラシーが必要になることを学びました。

